

許可基準（概略）

1. 申請者が、港湾運送事業を営んでいること。  
（法第14条第1項第1号）

---

2. 港湾労働者派遣制度に関する料金の額が適正なものであること。  
（法第14条第1項第2号のイ）
3. 港湾労働者派遣制度に係る派遣就業の日数が、一定の日数を超えないものであること。  
（法第14条第1項第2号のロ）
4. 申請者が、港湾労働者派遣制度の対象者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。  
（法第14条第1項第3号）
5. 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。  
（法第14条第1項第4号）
6. 申請者が港湾労働者派遣制度を的確に遂行するに足りる能力を有すること。  
（法第14条第1項第5号）